

平成26年第4回玉名市農業委員会総会議事録

平成26年3月5日（水）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三	9番	荒木ひろ子
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子
14番	森川 正志	15番	丸山 近信	17番	鍬本 勝利	18番	荒木まつ子
19番	大野 金生	20番	福田 友明	21番	田上 一	22番	小路 修三
23番	徳井 勝美	24番	田上 均	25番	杉本 征子	26番	小島 昌文
28番	植田 英男	29番	三川 了	30番	田上 輝行	31番	米野 旨雄
32番	松本 哲海	33番	生田三之利	34番	堀田 昌子	36番	岩永 幹生
37番	池本 信秋	38番	小田 募				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

5番 井上 清晴 16番 田辺 信之 27番 植田 勇一 35番 谷川 文武

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 二階堂 正一郎
主査 渡邊 布由紀 主任 宮田 正文 主任 中根 剛

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第 15号 農地の買受適格証明願（転用目的）について
- 第 16号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
- 第 17号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第 18号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第 19号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第 20号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
- 第 21号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
- 第 22号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 6号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 7号農地の形状変更届について

→1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、開会したいと思います。

開会の前に申し訳ありませんけども、議案の修正がありますので、修正方をお願いしたいと思います。

まず、2ページの1番の所有権移転につきましては、3月の4日付で取り下げ願いが提出されておりますので、斜線で抹消していただきたいと思います。それから、全てにつきまして、4ページの合計が19,111㎡が18,879㎡になります。それから、11ページの2番ですけども、申請物件の六田、六田、六田となっておりますけども、六田につきましては小字がありませんので、六田の2段書きしである分につきましては訂正をお願いしたいと思います。以上です。

それでは、現在の出席委員は38名のうち、井上委員、田辺委員、植田勇一委員、3名の方から欠席の届けが出ております。他に、谷川委員、荒木ひろ子委員がまだ席についておられません、33名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成26年第4回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 皆様こんにちは。24日の研修、おつかれさまでございました。それでは、本日はお忙しい中に出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、早速ではありますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第15号より議第22号までの81件と、報告第6号から報告第7号までの30件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（東 令佐君） 本日の議事録の署名委員は、永田知博委員と永田達三委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第15号、農地の買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第15号、農地の買受適格証明願（転用目的）について。

下記のとおり公売に付される農地の買受適格証明願を承認するものとする。平成26年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、福岡市の願出人で、公売物件が岱明町の田2,638㎡で、転用目的が48kwの太陽光発電施設です。農地区分は住宅の連たんする区域にする農地で第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。入札日が平成26年4月8日から平成26年4月15日までです。開札日が4月21日となっております。付帯決議として、下記に記載しておりますけれども、買受適格証明の交付を受けた者が、最高価買受願出人又は次順位買受願出人となり、5条許可申請が提出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものとするという付帯決議がつきます。以上でございます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番の担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○20番（福田友明君） 先ほど事務局から説明がありましたとおり、農地の買受適格証明の承認をお願いするものがございます。この件につきましては、第三者差押えにより農地の公売物件となっております。何卒よろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） はい、担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地の買受適格証明願について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第15号については、承認することに決定しました。

次に、議第16号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第16号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成26年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番につきましては、先ほど申し上げましたように3月4日付で取り下げ書が

提出されております。

2番、小島の申請人で申請物件が小島の田584㎡を農業廃止と経営拡張による売買です。

3番、岱明町の申請人で申請物件が岱明町の田1,633㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

4番、神奈川県逗子と荒尾市の申請人で申請物件が岱明町の田1,893㎡、他2ということで、5,696㎡を子と子の嫁に贈与するものです。

5番、横島町の申請人で申請物件が横島町の田159㎡、他3、計7,501㎡を子へ贈与するものです。

6番、天水町の申請人で申請物件が天水町の田1,074㎡を義理の姉へ贈与するものです。

7番、天水町の申請人で申請物件が天水町の田1,261㎡を子へ贈与するものです。

8番、天水町の申請人で申請物件が天水町の畑1,130㎡を相手方の要望と経営拡張による売買です。

以上7件18,879㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件を全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番は3月4日付で取り下げ願いが提出されておりますので、2番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

2番、どうぞ。

○11番（竹下宏介君） 2番の案件についてご説明いたします。

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営拡張で下限面積も満たされており、許可相当と判断いたしました。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 次、3、4番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○22番（小路修三君） 3番と4番の案件について説明します。

3番は、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で何ら問題ないと思います。許可相当と判断します。4番は、親から子へと、子の嫁への持分1/2ずつの贈与であり、それぞれ下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、5番どうぞ。

○29番（三川 了君） 5番の案件についてご説明します。

譲渡人と譲請人は親子関係で、同じ敷地内に住まれている子への贈与ということで、何ら問題はなく、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、6番、7番、続けてどうぞ。

○37番（池本信秋君） 6番の案件について説明します。

譲渡人と譲請人はいどこ関係で義理の姉への贈与です。下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

7番の案件について説明いたします。譲渡人と譲請人は親子関係で、米とみかんを作っておられます。子への贈与ということで許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、8番どうぞ。

○34番（堀田昌子君） 8番の案件について説明します。譲渡人は相手方の要望によるもので、譲受人は意欲をもって経営拡張をされるものです。下限面積も満たしているので許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第16号については、許可することに決定しました。

次に、議第17号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第17号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、山田と築地の申請人で、申請物件が岱明町の田1,176㎡を労力不足と耕作便利により、平成26年3月5日から5年間の契約をするものです。

2番、大牟田市と滑石の申請人で、申請物件が滑石の田965㎡を労力不足と経営拡張により、平成26年3月5日から5年間の契約をするものです。

3番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田1,084㎡他1筆、計2,123㎡を労力不足と経営拡張により、平成26年3月5日から5年間の契約をするもので

す。

4番、伊倉北方と玉東町の申請人で、申請物件が北牟田の田1,176㎡他5筆、計8,282㎡を労力不足と新規就農により、平成26年3月5日から10年間の契約をするものです。

5番、立願寺と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑1,032㎡他1筆、計1,384㎡を労力不足と経営拡張により、平成26年3月5日から10年間の契約をするものです。

6番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地2,751㎡他4筆、計12,723㎡を労力不足と経営拡張により、平成26年3月5日から5年間の契約をするものです。

7番、秋丸の申請人で、申請物件が秋丸の田390㎡他1筆、計694㎡を労力不足と経営拡張により、平成26年3月5日から5年間契約をするものです。なお、下限面積要件を超えておりませんが、議第18号1番と関連があり、これを加えると要件を満たすこととなります。

以上、7件、27,347㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件を全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○4番（西川英文君） 1番の案件につきまして説明いたします。

これは借人から事前に私の方に相談がありまして、今度書類を申請するということでその内容につきましてけれども、貸人がもう仕事をしにくいということで、作ってくれというような要望だったそうです。そういったことでここにも耕作便利と書いてありますけれども、そういった事情で引き受けたというお話を本人から聞きました。許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、2番、3番続けてどうぞ。

○6番（鶴田克士君） 2番の案件についてお答えいたします。貸人は労力不足ということで借人は拡張ということで、専業農家ということで借人は頑張っておられますので、下限面積も満たされておりますので許可相当と判断しました。

3番も同じく、貸人は労力不足、借人は先ほど言いましたように拡張ということで機械等も全て持っておられますので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 労力不足と新規就農ということでございまして、借受人の方は別に農業機械は持たれませんけども、貸人の方は農業機械を全て提供するという事で何ら問題はなさそうで、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、5番どうぞ。

○21番（田上 一君） 労力不足と経営拡張ということで、借人の方はわかっておられるので、問題はないと思いますので、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、6番どうぞ。

○37番（池本信秋君） 6番の案件について説明します。貸人は労力不足で借人は経営拡張で、下限面積も満たされており何ら問題はありませぬ。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、7番どうぞ。

○3番（清田順次君） 次の議第18号1番との関連というふうなことで下限面積は確定ができるということで、貸人が労力不足というふうなことで、借人は経営拡張というふうなことでございます。また、なお、子どもさんも農業をしておられるというふうなことで、農業の手伝いをしておられるということで、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、1番から6番原案どおり、7番については議第18号1番が許可されれば下限面積を満たしますので、議第18号1番の許可と同時に許可ということに決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第16号1番から6番については、許可することに決定しました。7番については議第18号1番が許可となれば同時に許可することに決定しました。

次に、議第18号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第18号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、河崎と秋丸の申請人で、申請物件が秋丸の田506㎡を労力不足と経営拡張により、平成26年3月5日から2年間の契約をするものです。

2番、河崎の申請人で、申請物件が河崎の田697㎡外1筆、計1,156㎡を、労力不足と経営拡張により、平成26年3月5日から4年間の契約をするものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田349㎡外2、計2,642㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成26年3月21日から20年間契約をするものです。

以上3件、4,304㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件を全て満たしていると判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、2番、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 1番の案件についてご説明を申し上げます。

貸人は労力不足というふうなことで、借人は経営拡張というふうなことで、先ほど申しあげましたとおり、許可相当と判断いたしております。以上です。

2番の案件はですね、貸人が労力不足というふうなことでございます。借人は経営拡張というふうなことで、借人の方も子どもさんが上京していられて、お手伝いをしておられるというふうなことで、何ら問題はないというふうなことで、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番どうぞ。

○36番（岩永幹生君） 3番の案件につきまして説明します。農業者年金受給のためのもので再設定でもあり、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第18号については許可することに決定しました。

次に、議第19号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第19号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成26年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が岱明町の田496㎡で、平成9年5月に義理の母と同居予定で増築を計画し、宅地拡張として転用許可を受けたが諸事情により同居できなくなり、増築の計画が中止となります。その為、遊休資産活用の為、27.5kwの太陽光発電施設の設置を計画したものでございます。

2番、申請物件が岱明町の畑1,514㎡で平成25年11月に太陽光発電施設として転用許可を受けたが、土地所有者より融資を受け建設予定であったが、工事施工期間等の事情により融資が困難となった。承継者は個人での融資が金融機関より可能となったため、今回事業を継承するものでございます。

3番、申請物件が岱明町の田320㎡外1筆、計1,476㎡で平成25年12月に太陽光発電施設として転用許可を受けたが、これも同じ理由で土地所有者より融資を受け建設予定だったが、工事施工期間等の事情により融資が困難となった。承継者は個人での融資が金融機関より可能となったため、事業を承継するものでございます。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○20番（福田友明君） 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、当初の目的は宅地拡張ということで申し込んでおられましたけれども、それができなくなりました、太陽光発電に変更するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 次、2番、3番、続けてどうぞ。

○21番（田上 一君） 転用することによって、周囲に迷惑がかかることではありませんので、許可相当と思います。よろしく願いします。2番、3番ですね。

○議長（東 令佐君） 分かりました。担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。はい、どうぞ。

○13番（本田多美子君） 1番の案件についてお尋ねします。

平成9年に許可が下りていて、その後何も事業なされずに、遊休資産活用となっているんですけど、その間ずっとどうなった状態だったのでしょうか。

- 事務局長（永井正治君） その土地については現在は麦を作っておられます。
- 13番（本田多美子君） じゃ、もし、農地に返しなはったんですか。
- 事務局長（永井正治君） この宅地拡張のとき元々1筆あった農地を分筆して増築という形で購入されたんですけど、できなかったもんですから、以前の人がそのまんま麦を作付けされております。
- 13番（本田多美子君） 分かりました。
- 議長（東 令佐君） 他にございませんか。
- （なしの声）
- 議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。
- （全員 挙手）
- 議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第19号については、許可相当と意見決定することに決定しました。
- 次に、議第20号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。
- 事務局より説明を求めます。
- 事務局長（永井正治君） 議第20号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。
- 1番、申請物件が永徳寺の田1,841㎡で、転用目的が永徳寺区公民館の15台分の駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。
- 2番、申請物件が大倉の畑2,840㎡のうち2,087㎡で、転用目的が49.5kwの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんする区域に建設する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。
- 3番、議第19号1番と関連で、申請物件が岱明町の介在田496㎡で、転用目的が27.5kwの太陽光発電施設です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。
- 4番、申請物件が天水町の田887㎡外2筆、計1,302㎡、このうち法面があり、有効面積が977㎡で転用目的が農家住宅です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請に係る土地の周辺地域において、居住

するものの日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものというので、例外的に許可可能であります。

以上4件、5,726㎡をご提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げます。地元委員さん同道の上、現地調査を行なっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 1番の案件についてご説明申し上げます。

永徳寺区内のですね、公民館と八重垣神社が今、現況ですね、駐車スペースがまったくないというふうなことでございます。その隣接地の不用地を活用に当たり、駐車場15台分ほどの計画というふうなことでございます。雨水は自然浸透で両サイドに水路があり、隣接する農地に影響はないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、2番どうぞ。

○14番（森川正志君） この転用許可ですけども、本人の居住する宅地に隣接する畑です。周辺農地に対しても別に何も問題はないと思います。結果ですね、太陽光発電で売電という目的の転用で許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番どうぞ。

○20番（福田友明君） この件につきましては、先程議第19号の1番で、事業計画変更があった件でございます。農地の転用の申請については、大野小学校の東に位置し、第3種の農地でございます。それから、建設地への土止め工事、ブロックにだいににつきまして、周囲は防御柵を設けるということでございます。排水計画につきましては周囲4ヶ所に取水柵を設けまして、自然取水と行うというところでございまして、周囲への影響はないと判断いたしましたので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番どうぞ。

○31番（米野旨雄君） 4番の案件について説明いたします。

東側西の西側と南側に排水路があります。取水は宅内取水柵より西側の排水路に合流いたします。生活雑排水及び汚水は東側道路の集落排水の裾に流します。土砂の流出については内側の水路により、寄り尻が1mぐらい離れていまして、それから取水柵まで土砂の流出はないものと思われまます。工事するときは注意を払って工事を行うそうです。許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 4番の案件について。農家住宅というのは、一般住宅と、どう違うんでしょうかね。

○事務局長（永井正治君） 一般住宅というのは農家をされていない住宅で転用の面積が500㎡以内、一般住宅の個人住宅の場合はですね。そこが農家をされている住宅であれば、農家の場合は農機具等の小屋とか倉庫とかいろいろありますので一応1,000㎡までは転用が許可されるというそういうふうな要件があります。

○10番（坂本誠二君） このケースはですね。ちょこちょこ相談があるんですけど、一般的にその集落に接続する場合はですね。その跡取りの方が、新築されたいという場合は、申請をすれば概ね認められる訳ですかね。

○事務局長（永井正治君） 1種農地の場合。集落接続ということで、住宅からどんどんどんどん住宅が広がっていく分についてはいいんですけど、ボンと離れて家を農家住宅を建てる、そういうことについては集落接続と認められませんので、1種のうちでも1種のうちの中でのそういう飛び地での住宅は転用は許可できない。あくまでも、集落との接続です。

○10番（坂本誠二君） 要件的には農業をするということが条件なんですよ。前提条件として。

○事務局長（永井正治君） 農家住宅じゃなくても、一般人の個人住宅でも1種農地で集落接続であれば、先ほども言いましたように日常生活上必要な施設ということで許可が下ります。ただし、その場合は1,000㎡じゃなくて500㎡になります。

○10番（坂本誠二君） 分かりました。

○議長（東 令佐君） 他にございませんか。はい、どうぞ。

○25番（杉本征子君） 1番について、地縁団体に農地を取得されておったんです。

○事務局長（永井正治君） これはですね、永徳寺区のずっと前から区の農地としてあつとですよ。最近は農地は地縁団体の場合にも農地は取得はできません。しかし、はい、できません。農地の場合は。普通の宅地とか雑種地とかそういうのは地縁団体に取得はできるんですけど、農地の場合は許可はおりません。地縁団体の場合は。ただし、農地法施行前の取得分についてはそのままずっと残ってるんです。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第20号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第21号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第21号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が中の畑629㎡で、転用目的が2棟の貸住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が六田の田224㎡外1筆、計313㎡で、転用目的が1棟の建売住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の畑1,452㎡で、転用目的が1棟の建売住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、賃貸借の物件で、申請物件が山田の田856㎡外3筆、計2,567㎡で、転用目的が、事務所及び駐車場です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が北牟田の田2,194㎡外2筆、計6,073㎡で、転用目的がミニトマト集出荷場です。農地区分は農用地区域内にある農地です。農用地区域内にある農地は原則として許可することができませんが、農地法第8条第4項に規定する農用地利用計画によって規定された用途に供するために行われるものについては例外的に許可することができるとなっております。

6番、申請物件が伊倉北方の畑1,094㎡で、転用目的が49.98kwの太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

7番、賃貸借の物件で、申請物件が伊倉北方の畑121㎡で、転用目的が進入路です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

8番、申請物件が中坂門田の畑1,701㎡で、転用目的が165.36kwの太陽光発電施設です。農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっ

ていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9番、親子関係での使用貸借で、申請物件が寺田の畑498㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

10番、賃貸借の物件で、申請物件が大倉の畑1,627㎡で、転用目的が99.18kwの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんしている区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

11番、賃貸借の物件で、申請物件が大倉の畑2,012㎡外1筆、計2,635㎡で、転用目的が148.77kwの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんしている区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

12番、議第19号2番の関連で、親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑1,514㎡で、転用目的が104kwの太陽光発電施設です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

13番、議第19号3番と関連で、親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の田320㎡外1筆、計1,476㎡で、転用目的が92kwの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんしている区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

14番、申請物件が岱明町の畑1,003㎡で、転用目的が2棟の建売住宅です。農地区分は、土地計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

15番、申請物件が岱明町の田1,056㎡で、転用目的が車両置場です。農地区分は、土地計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

16番、親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑977㎡で、転用目的が49.59kwの太陽光発電設備です。農地区分は、住宅の連たんしている区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

17番、親子間での使用貸借で、申請物件が横島町の田305㎡外1筆、計439㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、農用地区域内の農地ですが、現在

公告縦覧中でございます。申請地は概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請に係る土地周辺地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可可能であります。

18番、親子間での使用貸借で、申請物件が横島町の畑284㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連たんしている区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しています。

19番、親子間での使用貸借で、申請物件が天水町の畑420㎡で、転用目的が農家住宅です。農地区分は、住宅の連たんしている区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しています。

以上19件、25,879㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行なっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 1番の案件についてご説明申し上げます。

申請地はですね、玉名高校西側に位置をしておりますが、そこに一戸建ての2階建ての棟を2棟と。駐車場と含めて賃貸住宅の申請手続きをするわけでございます。周囲は住宅地であり、近隣には耕作地も何もないということで問題はなく、許可相当と判断いたしております。以上です。

2番の案件はですね、転用目的は2階建ての建売住宅の建設というふうなことで、現地は六田のですね。ループ橋の西側というふうなことで、現況は宅地の基盤整備がなされた一角というふうなことで、北側に道路というふうなことで、東側、南側、西側ともに住宅地になっているというふうなことで。申請地は前方、道路より30cmほどの低い埋め立て地をもらうというふうなことでございます。何ら問題はなく許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、3番、4番、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 3番、4番について説明いたします。

まず、3番の方ですけども、これは建売住宅ということで、面積が1,400㎡からありますけども現地を見ますところ、8m程度のがけの上に在る農地で法面に大分とられる為、実質、この面積の3分の1ぐらいが有効面積だろうと思います。周辺は住宅地の中で、1区画が残っていたということなんです。上下水はその農地

に接続しておりますし、生活雑排水とか上水道を利用ということで、現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。

それから、4番、これは旧築山小のすぐ近くですけども、バイパスの取り付け道路の横にある農地で、そこに事務所を新築移転するというので、事務所が30年契約で地権者と話がまとまったそうです。駐車場も社用、要するに社員用と来客用、合わせて45台分の駐車場が必要だということを聞いておりますし、この土地が上下水道の通った市道に面しておりますので、それを活用するというのでございます。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、5番、どうぞ。

○11番（竹下宏介君） 5番の案件についてご説明します。

ミニトマト集荷場で、土地の面積は6,073㎡、建築面積は3,357㎡です。北側には市道と西側には排水路、南側は、排水路です。東側には既存の大型倉庫があります。盛土は道路より20～30cm高いそうです。給水については井戸水です。生活排水は合併浄化槽を設置し、排水路に流します。雨水は調整場に流して、徐々に排水のみ流すようです。工事についても周辺農地に危害を及ぼさないような事業計画となっております。現地調査の結果は、本件許可相当と判断いたしました。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 次、6番、7番、続けてどうぞ。

○12番（坂西孝之君） 太陽光発電施設と進入路についてでございます。雨水は自然浸透、脇に住宅地もなく、何ら問題もなく許可相当と判断いたしました。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 7番も同じですか。

○12番（坂西孝之君） はい、続けて説明いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、8番、どうぞ。

○13番（本田多美子君） この申請地は住宅中山間地域に対する生産性の低い土地ということです。また申請地は地域の高台にあり太陽光発電施設を建設するのに最適の場所ということで、申請人が本年7月にも同じ太陽光発電施設を設置するために許可申請をなされた土地の隣接地であります。管理面を考慮しても便利であるということで、この土地を選定されております。計画としては、接地面は現況とほとんど変わらない状況であり、敷地雨水については自然浸透を図り、隣接地に流出しないように対策を講じているところです。また、近隣農地へは、日照、耕作等悪影響は考えられず、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、9、10、11番、続けてどうぞ。

○14番（森川正志君） 9番の案件について説明します。使用借人が貸人の息子さん

でありまして、荒尾の方に今までおって、今度同居するそうです。新築をしたいそうで。まず、給水はボーリングで井戸を掘り、それから生活雑排水と雨水は北側に側溝が通っていますので、そこに流すそうです。10番、11番はですね、敷地は一緒なんですけれども、借人さんが別なだけで、まず10番の方はですね、522枚の99.8kwの太陽光の売電目的の施設です。それから11番が783枚、148.77kwの売電目的の施設です。現地を見たところ、別に何も隣地住宅もなく、南側になっておりますので、雨水関係も自然浸透となっています。見ましたところ許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、12、13番、続けてどうぞ。

○21番（田上 一君） 先月現地調査を済んで、この場で報告したとおりです。事業計画変更後の計画も確実であり、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） はい、次、14、15と続けてお願いしますが、15番について、始末書が添付されておりますので、まず始末書を先に朗読をお願いいたします。

○次長（二階堂正一郎） —15番の案件について始末書朗読—

○議長（東 令佐君） それでは、14、15番の説明をお願いいたします。

○23番（徳井勝美君） この案件について、14番の案件について説明します。転用目的は2棟の建売住宅の建設するものです。畑1,003㎡です。現時点では詳細な分筆はできておりませんということです。分筆後は、両土地の間にブロックを設け境界を明確にする予定ですということです。下水施設については、生活雑排水、汚水については南側の道路に下水道が通っておるため1号地、2号地共にその施設を利用するという事です。雨水については、自然に浸透させるということです。新設地に隣接する農地はありませんので、許可相当と思います。

15番、今、事務局の方から説明がございましたように、説明がございましたので割愛させていただきます。それと、1,056㎡で車両置場にするということで、今まで同様何ら問題はありませんが、雨水については一度水路に流し、雨水を地面に自然浸透させるということで、突然生むしれぬ被害は考えられないけれども、現地調査をしましたけれども、何ら問題はないと思います。よろしく願いします。

○議長（東 令佐君） 次、16番、どうぞ。

○22番（小路修三君） 太陽光発電施設でありまして、親父が病気になり、後を継ぐ担い手がないということで太陽光発電を計画しておられると思います。パネル261枚、49.59kwでございまして、自分の家の前の畑でありまして、北側には家がちょっと並んでおりますが、県道があるため北側の方にはあるが、南側には何ら障害物も何もなく、隣接する畑に堰をするようなところではなかったわけでご

ざいまして。雨水につきましては自然浸透ということで、何ら問題ないと思います。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、17番、どうぞ。

○26番（小島昌文君） 今からまず目的について説明します。譲渡人と譲受人は親子です。一緒にトマトを作っておられ、雨水は横に溜樹を設置し、右側の排水に流します。生活雑排水は集落排水施設に流します。土砂等の流出がないように周りにブロックを接ぎます。何の問題もなく、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、18番、どうぞ。

○28番（植田英男君） 18番について説明いたします。使用借人は貸人の息子婿であり、申請地を使用貸借して、個人住宅を建てる計画だそうです。申請地は外平山の中腹のみかん畑で周囲には住宅がある場所です。生活雑排水は合併浄化槽を通じ、側溝に流す予定です。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、19番ですが、これも始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いします。

○次長（二階堂正一郎） —19番の案件について始末書朗読—

○議長（東 令佐君） それでは、19番、どうぞ。

○32番（松本哲海君） 19番の案件について説明します。ただいま、始末書にありましたように、平成13年に農地区画区分が農地法認識不足のもと、現在まで転用の申請が出されていませんでした。今回は地番の場所に農家住宅新築に当たりそのことが判明しました。今後、同じような過ちを起こさないよう、引き続き、よろしくをお願いします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

○3番（清田順次君） 15番の案件は、昭和43年ですか。年次は43年。ということは約40年近く車両置場あたりというか、そういう形になっとるわけですか。ずっと。それで固定資産税はどのような形になっとるとですか。

○次長（二階堂正一郎） もう宅地並みで課税はされてます。

○3番（清田順次君） それはいつからですか。

○次長（二階堂正一郎） いつからは、ちょっと。

○3番（清田順次君） その43年からだったら何ら問題ないと思うとたいな。固定資産税、農地のままで課税されとって固定資産税が長年納められてなくて後から課税というふうなことであれば、問題もあっとじゃなかろうかと。何年だろうかと思つて固定資産税が。要するに雑種なり一度課税がなされたのか。

○次長（二階堂正一郎） うちのオンラインの台帳で確認した時はですね、合併後は全

てなっているんですけども、その前のときは情報がなくてですね、分からないんですよ。

○3番（清田順次君） なら、固定資産税を儲けとらすということはあるとですたい。合併後というならそこ7年らそこらの話となるんでしょうし。ちょっと疑問に思いましたんで、そのへんのところが明解に分かれればと思ひまして質問いたしました。

○議長（東 令佐君） はい、どうぞ。

○7番（永田知博君） 17番についてちょっとお尋ねしますけど、備考欄に、農振農用地区域内の農地、除外後、第1種農地と書いてありますけど、これはどういうことですかね。どがん理解するとよかですかね。

○次長（二階堂正一郎） はい。今現在、農振地除外申請というか公告縦質中になっています。2月の8日から3月9日までが公告の縦覧でありまして、その後、除外をされた後は、10ha以上の広がり農地になるということで第1種農地というふうに書いております。

○7番（永田知博君） 439㎡を、それを除外した後、後の残りを第1種農地と。

○次長（二階堂正一郎） いえいえ。今、農振農用地区域内の農地なんですけども、それを除外したらですね、今度は、農地の農転の農地区分で、第1種農地、第2種農地、第3種農地とありますけれど、それにあてはめる場合は第1種農地になるということです。

○7番（永田知博君） はい、わかりました。

○13番（本田多美子君） すみません。わかんないはったですか、皆さん。これ、この前ですね、女性農業委員の会の研修会でちょうど研修あったんですよ。これ何のことかなって。私たちは第1種農地というと、そうなよか田んぼがみんな第1種農地と思うじゃなかですか。そがんとじゃなかとですよ、研修会で聞いたら。そういう、なんでんきれいな農地は、農振農用地ですよ。名前としては農用地。そして初めて、ここは住宅にしたいけんどうのこうので、きれいな農地ば、外すじゃなかですか。その外した農地の名称を何にするかということで、そがんとば第1種農地ということをお勉強しました。

○事務局長（永井正治君） そのとおりです。用地の区分としましては、農振農用地区域内の農地が一つです。それと放置農地というのがあります。それは、市街化調整区域との関係で、これは玉名市の場合にはございません。農振農用地区域外の農地があるわけですね。その農地というのは第1種農地に該当するのか、第2種農地に該当するのか、第3種農地に該当するかということで、まあ、放置農地じゃないので玉名市の場合には4つの農地の区分に分かれます。まず、農振農用地区域内の農地というのは転用はまずできません。転用する場合はこの農振農用地区域内から除外をし

てもらう。区域外の農地となった農地についてはその農地が次に以外の農地の1種、2種、3種農地のどの農地に区分されるかということで分かります。ですから、今回は農振農用地区域内の農地を今除外の申請中をしておりますが、その除外された後のこの今回挙がっておる439㎡の農地は除外された後は第1種農地に区分される農地になりますということでしております。分かりましたかね。

皆さんにお配りしております農業委員の手帳。これのですね、後ろの方、21ページに農地区分及び農地転用許可基準設置条件というので、ここに1種農地、2種農地、3種農地とかいろいろ書いてありますので、ちょっと暇な時に見といてください。

○議長（東 令佐君） 他にございませんか。

○29番（三川 了君） 区域内の農地の除外の条件等はどういう条件になるんですか。

○事務局長（永井正治君） 区域内の農地を除外する場合は、あくまでもその転用目的とかいろいろあると思いますけれども、まず転用の場合は農地転用が可能な場所かどうかというので除外、うちのほうに農林水産政策課がこの農振の担当課でございますので、事前に除外後、農地転用ができる場所であるかどうかというのは打ち合わせに来られますので、その中でうちの方が除外できるところについては、転用できるところについては、除外の手続き進んでいきますけれども、除外した後そこが転用できない農地であればもう除外はしない、あくまでも優良農地確保のための農用地区域外の農地ですから、そこが転用できない農地についてはもう除外はしないと。それと農振の農用地区域をどのようにかぶせるかというのは、これはうちのほうでなくて農林水産政策課の方で担当しておりますので、そのかぶせ方についてはちょっとうちの方では判断がつきません。

○29番（三川 了君） 農振から外れる、農振協議会の中にこの議題が上がるということは、農用地転用ができる見込みがなければこの場に上がっていかんわけだな。ただ、農業委員会と向こうと話をしながら、こういう物件がうちの方に農振除外で来ているけどどうですかという話があつときは、そらちょっと1種農地にはとても農振除外の転用がでけんぞとなったときは、もうその場に上がっていかんということたいな。だけん、できるごたるやつしか農振除外の窓口一番スタートへんには行かないと。まずしたっちゃ転用できんと、それしたっちゃ何ならんもんな。

○議長（東 令佐君） 他にございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第21号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第22号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 議第22号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成26年農用地利用集積計画(案)による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成26年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画(案)のとおり、玉名市長より意見を求められております。19ページから23ページまでの37件の集積です。所有権移転が4件の9,029㎡、利用権設定が30件の97,684㎡、利用権転貸が3件の24,444㎡で合計37件の131,157㎡の集積でございます。参考資料として農業経営基盤強化促進法第18条による農用地集積計画調査書を配布しておりますとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(東 令佐君) 事務局の説明が終わりました。

ご意見、質問はございませんか。

(なしの声)

○議長(東 令佐君) ないようですので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第22号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報告

○議長(東 令佐君) 次に、報告第6号から報告第7号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) はい。報告第6号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成26年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は23件の解約の通知を受理しております。

次に、報告第7号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成26年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、7件の届けを受理しております。50cmから2m程度盛土して野菜畑として利用されるものでございます。以上、報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。はい、どうぞ。

○7番（永田知博君） 農地の借受適格証明願いの件とですね、太陽光発電、自然エネルギーに同意をするということに、別に何も反対するわけではありませんけども、この例えば借受適格証明願いを出された方もですたいね。太陽光発電への転用ですけども、ほかに、例えばの話ですけども、他に野菜畑とかそういうふうなことで借受を希望するような人はおらんのですかね。

○事務局長（永井正治君） これは裁判所の公売物件でございまして、今回は転用目的の借受適格証明願が提出されております。ここを野菜畑としてとかそういう形で入札に参加したいということであれば、農地と同じく借受適格証明について申請をしていただかなくちゃいけません。ただその場合はあくまでも農地の下限面積5,000㎡というのはありますので、そういう問題でうちがこの証明を承認するかどうかという形になります。

○7番（永田知博君） 結局は価格の面で一番高い人ということになるんですか。公売の中で。

○事務局長（永井正治君） はい、そうですね。

○7番（永田知博君） これは結局前の段階。これだけではなくて、ほかに2,000㎡だろうが1,500㎡だろうが転用をどんどんどんどん太陽光施設を設置の申請があった時には、こういうのもですね、前もって言うたですけど、否定するわけじゃないですけども、こういう感じで次々次々簡単に許可していいものだろうか。農業新聞なんかで見てみても、農業委員も結局耕作放棄地なんかに対して非常に全国的に解消して進んどるといような話が出とるわけですよ。実際そういうふうですけども。紙で簡単にひっくり返るけども、もうちょっとこの辺を注意せんでいいのかなと。簡単に農地をそういうふうにしてつぶしてしまっていていいのかなというのが一つの疑問っていうか、そういう感じがあるもんですから一応質問しましたけども。

○事務局長（永井正治君） 転用につきましてはですね、基準が2通りあります。その2通りが一般基準と立地基準っていうのがあります。その立地基準というのは先ほども申しましたように農振農用地区域内の農地であるか1種農地であるか、2種農地であるか、3種農地であるかという話です。通常は3種農地しか転用はできない

ことになってます。ただし、1種農地、2種農地については例外規定として、今日も説明しておりますような条件の農地であれば転用許可は出さなくちゃいけないということになりますので、その転用許可の立地条件が整った農地であれば、これは優良農地を守らんといかんから、うちが転用は許可しませんということになると、法的にいろんな問題が生じて、なぜ転用を許可せんだったかという話になりますので、あくまでもうちの方としてはここに上がってきている以上に転用の申請は上がってきてます。でもそれは立地条件でだめな分についてはだめですということでは上げておりません。申請を受け付けておりません。受け付けておらないというか、説明して帰っていただいております。例えば、申請は出された場合はどういふ申し出であっても転用の場合、申請が出された場合は農業委員会はそれを受理しなければいけません。受理して総会の中でそれが適当かどうかという判断をしてもらうという形になりますけども、今の現状としてはもう許可相当というようなものしか実際は受け付けずに保留、事案を流そうということなんです。本来はこれ以上にもっと出てきてるんですけど、そこはもう立地条件でだめだということでは断ってるのも相当あります。あくまでも優良農地を守ることが必要ですので、その旨伝えて、うちの方としてもこういう判断をして説明しとるんですけど、やはり立地条件的に転用許可可能な農地についてはこれは法上下ろさんといかものですから、その辺はなかなかそのへんはですね、そういうところで今現在進めておるような状況です。

○7番（永田知博君） この前、最近のことですけども、干拓の方に2丁ばかり自分の親戚とか寄せとるとか、太陽光は業者に勧められてしようかと思ひよるけど、どうだろうかという話があったわけです。それはダメばいたと私はいきなり言うたです。それでも私が言うたけん、それは一応申請するなら申請してみてもよかばってん。業者が計算するようにはいかんばいたっていうのは一応言うたのは言うた。そういうのもいろいろあるもんだけん。

○事務局長（永井正治君） 干拓地の場合は、当然あそこは1種農地ですので、1種農地の場合は太陽光の場合は例外ありません。1種農地は先ほども言いましたように、日常生活上、業務上必要なもので集落に接地してある場合は許可が可能ということで、住宅とかそういう業務上必要ならばいいんですけど、太陽光の場合は事業所という扱いになりますので、事業目的もう売電ですから、それについてはもう太陽光発電の1種農地の例外規定は当たらないということでこれはもう国の方から通達が来ておりますので、これはもうどうしようもなくだめということです。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日本日予定してました議案審議と報告を終

わります。

-----○-----

6. その他

○議長（東 令佐君） その他、何かございませんか。

（なしの声）

-----○-----

7. 閉 会

○議長（東 令佐君） 本日は慎重なる審議誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時25分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成26年3月5日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 永田 知博

農 業 委 員 永田 達三